

宮崎市監査委員	阪元勇
宮崎市監査委員	松浦史典
宮崎市監査委員	上田武広
宮崎市監査委員	関師勝幸

### 包括外部監査結果に対する措置及び対応状況の公表について

包括外部監査結果に対して講じた措置等について通知がありましたので、地方自治法第252条の38第6項の規定に基づき、公表します。

#### 記

##### 1 包括外部監査テーマ

- ・令和元年度水道事業並びに下水道事業の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について（令和5年9月末現在）
- ・令和2年度指定管理者制度に係る管理運営及び事務の執行について（令和5年9月末現在）
- ・令和3年度環境部の財務に関する事務の執行及び運営管理について（令和5年9月末現在）

##### 2 講じた措置の内容

別紙のとおり



宮 総 第 50 号 2

令和 5 年 1 月 13 日

宮崎市代表監査委員 阪元 勇 殿

宮崎市長 清山 知憲



包括外部監査の結果に対する措置及び対応状況について（通知）

このことについて、地方自治法第252条の38第6項の規定に基づき、本年3月31日までに講じた措置及び対応状況について下記のとおり通知します。

記

- 1 令和元年度「水道事業並びに下水道事業の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について」

別紙「令和元年度包括外部監査の結果に対する措置及び対応状況(令和5年3月末現在)」  
のとおり

- 2 令和2年度「指定管理者制度に係る管理運営及び事務の執行について」

別紙「令和2年度包括外部監査の結果に対する措置及び対応状況(令和5年3月末現在)」  
のとおり

- 3 令和3年度「環境部の財務に関する事務の執行及び運営管理について」

別紙「令和3年度包括外部監査の結果に対する措置及び対応状況(令和5年3月末現在)」  
のとおり

【文書取扱】

総務部総務法制課

総務係 和泉

電話 21-1721

内線 (70) 2332

令和3年度包括外部監査の結果に対する対応状況（令和5年9月末現在）

テーマ「 環境部の財務に関する事務の執行及び運営管理について 」

区分	番号	報告書頁	所管課	指摘内容（抜粋）	対応区分	措置内容
指摘	7	P86	環境業務課	<p><u>ごみ関連チャットボット事業</u>            委託契約書第6条に基づき再委託の承諾をしているが、承諾に際し再委託先の暴力団排除に関するチェックが何ら行われていない。また、委託契約書には暴力団排除条項がないため、委託契約書第6条第3項（委託先が契約上負うのと同等の義務を再委託先に負わせる規定）に基づいて再委託先に暴力団排除に関する義務を負わせることもできない。            再委託を承諾するにあたっては、再委託先の暴力団排除に関するチェックを行うか、委託契約書に暴力団排除条項を盛り込むことで第6条第3項に基づき再委託先にも当然に暴力団排除に関する義務を負わせるかの対応を行うべきである。</p>	措置済	<p>委託契約書第15条に受注者が再委託先に暴力団排除に関する義務を負わせることや指示に従わなかった場合、契約解除する条項を盛り込んだ。</p>

区分	番号	報告書頁	所管課	指摘内容（抜粋）	対応区分	措置内容
指摘	20	P130	環境施設課	<p><u>不燃物埋立場維持管理費事業</u>  宮崎市たらのき台不燃物埋立場を視察したところ、現在停止している浸出水処理施設内の一角に机、棚、備品等を設置し事務所として使用していた。当施設には当初より事務室を含む管理棟があるが、長期間使用されておらず、机や書類が散乱している状態であった。  簡易的に使用している事務所を整理し、仕様書に記載されているように原状復旧を行い、事務室がある管理棟を使用すべきである。</p>	措置困難	<p>浸出水処理施設は停止しておらず現在も稼働しており、埋立場からの浸出水を適切に処理する必要があることから維持管理業務を委託し、受託者は浸出水処理施設の一角を事務所として使用している。  一方で管理棟は、当埋立場でごみの受入を行っていた当時に来場者への対応や電話対応をはじめとした事務を行うために使用していた施設であって、現在は使用する必要がないことから、本市では水道や電気に係る契約をはじめ管理棟の使用を中止するとともに、維持管理業務の委託範囲を浸出水処理施設に限定することで費用の縮減を図っている。  以上のことから、受託者が自らの判断で管理棟の使用を休止したわけではなく、事務作業を管理棟で行うべき特段の理由もないため、問題はないと考える。なお、使用する見込みのない管理棟については解体処分を行ったほうが望ましいが、財政上の制約もあるため、廃止基準を満たして埋立場全体を廃止する際に併せて解体することとする。</p>

区分	番号	報告書頁	所管課	指摘内容（抜粋）	対応区分	措置内容
指摘	25	P137	環境施設課	<p><u>不燃物埋立場維持管理費事業</u>            田野町一般廃棄物最終処分場を現地調査し、施設従事者のタイムカードを確認したところ、施設従事者2名のうち1名の退勤が16時台となっている日が複数あった。早退について担当課に尋ねたところ、勤務者の早退等、勤務時間について把握していなかった。            担当課が、勤務時間について把握していないことは、契約の履行を適正に検査しているとはいえず地方自治法に反する。地方自治法施行令に定めるように、宮崎市は契約について、契約書、仕様書等の関係書類に基づいて検査をしなければならない。そのため、受注者から提出される日報により適正な検査が行えないのであれば、日報の改善を行うよう求め、適正な検査を行うべきである。</p>	措置困難	<p>本業務については、「たらのき台汚水処理場外維持管理業務委託」に基づき実施されており、田野町一般廃棄物最終処分場における業務は、仕様書及び特記仕様書に定めるとおり、(1)埋立覆土業務、(2)浸出水処理設備運転管理業務、(3)施設周辺監視業務等、(4)浄化槽維持管理業務、(5)水質検査業務である。            本市は、受託者の個々の従業員の勤務時間に関わらず、契約に基づき、受託者が組織として業務を適切に履行したか確認・検査しているところであり、今後も適正な検査実施に努めていく。</p>
指摘	29	P148	環境施設課	<p><u>旧焼却設備維持管理事業</u>            南部環境美化センター周辺草刈業務委託について、地区住民との随意契約から競争入札への移行を検討されたい。</p>	措置困難	<p>廃棄物処理施設は迷惑施設であることから、その設置や運営については地域住民の理解や協力を得ていくことが不可欠であり、地域住民との随意契約は必要と考える。</p>
意見	1	P32	環境政策課	<p><u>太陽エネルギー利用機器導入促進事業</u>            民間による太陽光発電設備導入容量を調査し、その結果を基に環境基本計画における目標値を勘案した本事業の適正な各年度の目標値及び令和9年度における最終目標値を検討されたい。また、定置用リチウムイオン蓄電池についても最終目標値が設定されていない。定置用リチウムイオン蓄電池に対する補助事業についても、合理的な計算に基づく最終目標値を設けていただきたい。</p>	対応済	<p>本事業は令和4年度に終了したため、今後、類似事業を実施する場合には、合理的な計算に基づく目標値を設定したうえで立案していくこととする。</p>

区分	番号	報告書頁	所管課	指摘内容（抜粋）	対応区分	措置内容
意見	2	P35	環境政策課	<p><u>COOL CHOICE(賢い選択)普及啓発事業</u>            街頭ビジョンとデジタルサイネージの業務による波及効果の測定については、交通量による推定のみでなく、アンケートによって認知度の実態を把握されたい。            メディア媒体を使った周知活動の成果や費用対効果はなかなか把握しにくいいため、実態をより把握できる測定方法を採用されたい。</p>	対応済	COOL CHOICE(賢い選択)普及啓発事業は、令和2年度に終了したため、今後、類似事業を実施する場合は、市民アンケートを活用する等、「実態をより把握できる測定方法」も考慮して事業を立案していくこととする。
意見	5	P42	環境指導課	<p><u>水質汚濁防止対策事業</u>            公共用水域水質測定業務について、測定地点のうち3地点で宮崎市と国・宮崎県で重複がある。宮崎県と協議のうえ各測定の必要性を把握し、無駄な測定はないか検討されたい。</p>	対応済	宮崎県と協議したところ、これまでの測定結果を精査したうえで、見直し、削減等は可能との返答があった。国・宮崎県と協議しながら、削減可能な地点・項目について精査していく。
意見	9	P60	環境指導課	<p><u>ダイオキシン類対策事業</u>            ダイオキシン類対策事業について、事業内容が類似している産業廃棄物処理監視事業のダイオキシン類分析測定業務との統合を検討されたい。</p>	対応困難	本事業は、大気や水質の常時監視と特定施設の立入検査であり、別に行う廃棄物処理法に基づく廃棄物処理施設への立入検査を目的とする事業とは性格が異なる。統合した場合、事務の煩雑さを招き、担当者等が混乱するため、現状のまま継続する。
意見	12	P72	環境政策課	<p><u>みやざきエコアクション認証制度事業</u>            本事業の評価基準を認証事業者の累計からISO取得等以外の理由による辞退者数を除外した数値を用いるよう変更されたい。</p>	対応予定	認証者の指標については、第五次総合計画の重要業績評価指標（KPI）となっているため、次期改定において本事業の趣旨を踏まえた適切な評価基準となるよう見直しを検討することとする。

区分	番号	報告書頁	所管課	指摘内容（抜粋）	対応区分	措置内容
意見	14	P75	環境業務課	<p><u>一般廃棄物収集運搬事業</u>            旧宮崎市の事業について、設計書上事業を行うために必要な車両の台数は86台ということである。一方で、指名競争入札に入った5事業者のうち4事業者は、車両の保有台数がそれぞれ9台、4台、5台、7台ということである。実際の入札においては、車両保有台数が少ない4事業者は入札を辞退し、上記の協同組合が落札するという結果となった。            （中略）            宮崎市によれば、指名競争入札を実施する理由として「公平性」「経済性」「適正履行確保」の観点が挙げられるということであるが、客観的にみて入札を辞退した4事業者が本事業を適正に履行できるとは到底いえないと思われる。            適正な履行を行うことに相当の疑義がある事業者を入札に入れることの妥当性については、再考することが求められる。</p>	対応予定	<p>旧宮崎市域の事業について、業者を入札に参加させることの妥当性については、入札前に業務が履行可能かを十分確認したうえで指名を行うこととする。</p>

区分	番号	報告書頁	所管課	指摘内容（抜粋）	対応区分	措置内容
意見	15	P75	環境業務課	<p>一般廃棄物収集運搬事業</p> <p>本事業における旧宮崎市域外の4地域（清武町、高岡町、田野町、佐土原町）の入札においては、いずれも【意見14】で述べた5事業者が参加した。入札参加者のうち【意見14】で落札した協同組合以外の4事業者は、それぞれ清武町、高岡町、田野町、佐土原町を所在地とする事業者である。</p> <p>入札を実施したところ、清武町の収集業務については清武町の事業者が、高岡町の収集業務については高岡町の事業者が、田野町の収集業務については田野町の事業者が、佐土原町の収集業務については佐土原町の事業者が、それぞれ落札する結果となった。</p> <p>この入札に関して、そもそも旧宮崎市域の事業者が設立した協同組合に参加させることについては、公平性の観点から疑問がある。</p> <p>（中略）</p> <p>また、入札の結果をふまえたとき、各地域に所在する事業者がそれぞれ落札しており、当該地域に所在することの優位性があるように思われる。そうすると、入札という形式を採用しているとはいっても、実際のところ競争原理が働いているのかという疑問がある。</p> <p>宮崎市には本件入札に入れられていない一般廃棄物収集運搬許可業者が40程度は存在するところであるから、これらの許可業者の所在地に着目した形で入札参加者を選定するという点も検討の余地があるように思われる。</p> <p>この点について、宮崎市担当課によれば「過去の履行実績」から入札参加者を選定したということであるが、そうであればいつまでも本件と同様の入札結果になることも想定され、それは実質的に競争原理を働かせたことになるのかという問題も生じかねない。</p>	対応予定	<p>本事業の委託においては、家庭ごみの収集が滞ることによって市民生活に大きな支障が生じることはないよう、業務遂行の安定性や継続性を十分に確保する必要があることに留意し、入札を行ってきたところである。</p> <p>今後も同様に入札を行って行く必要があるが、入札参加者の選定においては、今回の意見を踏まえた対応が可能であるか検討していくこととする。</p>



区分	番号	報告書頁	所管課	指摘内容（抜粋）	対応区分	措置内容
意見	17	P78	環境業務課	<p><u>一般廃棄物収集運搬事業</u>            本事業の受注者に対して、ごみ収集の実績報告書作成および提出を求めているが、この書式・体裁が事業者によってまちまちである。            宮崎市の担当者が報告書のチェックを行う際の効率化を図り、見落とし等がないようにするという観点からは、宮崎市において受託業者に対して報告書の体裁を指定し、統一のもので作成および提出してもらう方が望ましいと考える。</p>	対応予定	<p>各社独自のシステムで報告書を提出しており、システムを統一化するためには新たな費用負担が発生するなど、難しい面があるが、今後統一化の可能性について協議を行っていく。</p>
意見	24	P88	環境業務課	<p><u>ごみ関連チャットボット事業</u>            Yahoo! JAPANアプリを使用して宮崎市のホームページを閲覧した場合、本件のチャットボットが表示されないという事象があった。これについて担当課に尋ねたところ、「仕様書では『特定のWebブラウザや機能に依存しない』とされており、主たるWebブラウザへの対応は確認できているため、仕様書違反にはならない。」とのことである。また、「あらゆるアプリに対応するようシステムを構築することは無理がある。」ということでもあった。            もっとも、市民が一般的に使用するようなアプリに関しては、事後的なシステム改修の費用を抑えるなどの観点から、ある程度仕様書に記載しておくことも考えられる。ただし、何をもち「市民が一般的に使用するアプリ」といえるかについては時代等によっても変化が生じうるものであるうえ、アプリ側の仕様により左右される場合もあることや、逆に仕様書に記載しすぎることによって初期費用が過度に高くなる場合もありうることから、この点については適宜柔軟に検討していただきたい。</p>	対応困難	<p>本システムはWEBブラウザ上で動作するチャットボットであり、WEBの標準規格に準拠して作成を行っている。標準規格への対応は個々のアプリ側の仕様によるため対応が難しい。本市として、チャットボット利用者に対し、挙動を担保する一般的なWEBブラウザを明示するなど、利用者への使い勝手に配慮していきたい。</p>

区分	番号	報告書頁	所管課	指摘内容（抜粋）	対応区分	措置内容
意見	25	P91	環境業務課	<p>資源物（衣類）処理事業</p> <p>宮崎市内の古紙回収問屋で組織された組合との間での随意契約により、本事業を進めている。その理由として、当該組合しか本業務を行えないことを挙げる。</p> <p>しかしながら、本件については組合の構成員である各古紙回収問屋を契約相手として進めることも可能なように思える。受託業者が衣類を運搬するのではなく、引取業者が回収を行うというのであればなおさらである。</p> <p>また、あえて組合が主体となって本業務を行う合理性も見あたらない。仮に衣類の保管場所に所在の事業者でなければ本事業を行えない事情があるのだとすれば、当該事業者と個別に随意契約により資源物処理業務委託契約を締結して行えばよい。</p> <p>なお、宮崎市へのヒアリング結果によれば、「衣類の処理業者は鹿児島県と熊本県の2事業者しかおらずその引取価格も統一されており、各古紙回収問屋に競わせることは困難である。」との見解があった。しかしながら、処理業者の引取価格が仮に統一されていたとしても、必然的に古紙回収問屋の受託金額が同じになるわけではないので、この点は随意契約によることを許容する理由とはならない。</p> <p>以上のことからすると、本件について地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の要件を充足するのかについては、疑義がある。</p>	対応困難	<p>古紙回収と同様に、衣類回収も古紙回収問屋で組織された組合で回収し、各問屋で保管している。また、衣類の引取業者が引取相手とするのは古紙回収問屋で組織された組合のみであり、組合の構成員である古紙回収問屋単体とは取引しないと確認している。従いまして、各問屋ごとで個別の随意契約を行うことはできない状況である。以上のことから、衣類の安定した処理を行うことができ、引取業者の唯一の契約相手方である組合と随意契約を行うことが適切と判断している。</p>

区分	番号	報告書頁	所管課	指摘内容（抜粋）	対応区分	措置内容
意見	31	P113	環境政策課	<p><u>災害廃棄物処理対策推進事業</u>  災害時の住民用廃棄物仮置場のための資材を購入しているが、令和2年度末を過ぎても、未だ住民用仮置場の選定ができておらず、配布する自主防災組織のリスト化もされていない。そのため、早期に住民用仮置場の選定が行われ、災害によって発生した廃棄物について自主防災組織や地区自治会等との連携が取れるよう準備されたい。</p>	対応困難	<p>令和4年度の事業終了に伴い、住民用仮置場のあり方について再検討を行った結果、一次仮置場等の確保を優先することとなり、中規模災害に対応できるよう準備を進めている。  なお、住民用仮置場については希望する自治会に対し随時説明を行い選定する。</p>
意見	35	P148	環境施設課	<p><u>旧焼却設備維持管理事業</u>  南部環境美化センター機械警備業務委託における長期継続契約の導入について、導入が適切であるか疑問が残るため、具体的でかつ詳細な判断基準を示されたい。  さらに今後、長期継続契約に係る運用指針やチェックリストを有効活用し最少経費でさらなる効果を挙げるための制度の拡充を検討されたい。</p>	対応困難	<p>本件契約は、地方自治法第234条の3に規定される長期継続契約ではなく、同法第214条に規定される債務負担行為に基づいて契約されている。  このため、同法の定めに従い、予算として債務負担行為を設定したうえで、議会の承認を得ているところである。</p>
意見	42	P157	環境指導課	<p><u>産業廃棄物処理監視指導等事業</u>  廃棄物監視員が利用する公用車のドライブレコーダー搭載については、令和4年度、令和5年度に搭載される予定であるが、当該公用車の利用頻度が高く事故も多発しているため、早急な搭載を求めたい。</p>	対応済	<p>ドライブレコーダー搭載については、令和4年7月に1台、令和5年7月に2台搭載し、全ての公用車に完備した。</p>
意見	46	P 162	環境指導課	<p><u>ごみのぼい捨て・路上喫煙対策事業</u>  現在、指定喫煙設置箇所が12箇所あるが、灰皿及び看板が設置されているのみである。歩行者との接触による火傷被害や吸殻の不始末による火災の危険性などについて、植栽やプランターで周辺を囲む等の対策を検討されたい。</p>	対応困難	<p>接触による火傷被害や不始末による火災の危険性などの対策としての植栽やプランター等の設置については、国道・市道の管理者へそれぞれ確認したところ、道路（通路含む）上に工作物を設置することは交通の妨げとなるため認められないとのことであり、物理的な対策は困難である。</p>

区分	番号	報告書頁	所管課	指摘内容（抜粋）	対応区分	措置内容
意見	47	P 163	環境指導課	<p><u>不法投棄未然防止事業</u>  民間事業者に委託している不法投棄防止パトロールについて業務内容の見直しはほとんどなく、具体的な対策に発展していない。  不法投棄実績報告書は、不法投棄の防止に繋がるよう有効活用し、受託業務の内容の見直しや意見交換に役立てていただきたい。</p>	対応済	<p>令和3年6月に市が収集班のパトロールに同行調査し、パトロールコース等の業務見直しを図った。  今後とも、受託者と定期的に意見交換し、業務の見直しを積極的に進めていくこととする。</p>
意見	48	P 164	環境指導課	<p><u>不法投棄未然防止事業</u>  不法投棄防止パトロール業務の民間事業者への委託時の人件費について、高額な委託料のほとんどが受注者の人件費で構成されているので、同業他社の単価実績等を比較検討し、人件費にかかる委託金額の妥当性を検証されたい。</p>	対応済	<p>本業務における人件費を積算するにあたっては、宮崎県公共工事設計労務単価を用いて算出している。また他自治体における当該労務単価を比較してみたところ、本県の労務単価は突出して高額ではないことから、人件費は妥当であると判断している。</p>
意見	53	P173	環境施設課	<p><u>資源物処理事業</u>  仕様書4において、処理予定量が30,284kgと記載があるが、実際は20,530kgとなっており、予算額と決算額の差額がかなり生じている。その理由については変更支出負担行為明細書に実績確定による変更としか記載がなく、具体的な理由が記載されていない。  (半期(11月)において13,670kg(達成率45%)しか達成していないため、この時点で減少が見込まれる場合、今後の予算の有効活用のために、具体的な理由の記載と全体の年間計画変更を含め協議され、議事録等に保存されたい。</p>	対応困難	<p>市民の排出する廃棄物の量は規則性があるものではなく、上期が少ない反動で下期が増える可能性も十分に残されていることから、期中において計画数量からの増減に関する具体的な理由を把握することや、年間計画の変更を行うことは困難である。  従って、本市としては計画の見直しや、そのための協議及び議事録の保存は不要と考えており、当初予算からの過不足額が生じる場合には、3月補正予算において必要額に補正することとした。</p>

区分	番号	報告書頁	所管課	指摘内容（抜粋）	対応区分	措置内容
意見	54	P173	環境施設課	<p><u>資源物処理事業</u>  <u>随意契約理由の合理性について</u>  当業務は、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定を適用して随意契約している。  本委託契約について、当該契約者以外の第三者に履行させることが業務の性質上不可能であるかを考えてみると、「安価な運搬が見込める」「適正な資源化実績がある」「適正な処理が確実である」等をもって、当該契約者を限定しているところは疑問の余地が残る。1者に限られる理由を客観的に明確にするべきである。また、九州唯一の業者とあるが、九州に限定することは理由にはならないと考える。以上のことから、随意契約によるならば、契約過程の透明性の確保や説明責任が強く求められるため、競争入札も検討されたい。</p>	対応困難	<p>本契約により処理する廃棄物は水銀を含むため、適正な処理および資源化は受託者に求める必須条件であり、そうした危険物の処理に際して、他の自治体からの受注(履行)実績を判断材料とすることは、合理性がある。</p> <p>また、本業務を行うためには、当該水銀廃棄物を受託者の処理施設まで運搬することが前提となる。単に処理処分費を抑制しても、運搬費が高額になり、結果的に事業費総額が高額になれば、適切な行政運営とはいえない。</p> <p>以上のことから、本委託契約に関し「安価な運搬が見込める九州内に存し」かつ「適正な処理に関する実績を有する」唯一の事業者と随意契約を締結することについては、適切だと判断している。</p>
意見	57	P182	環境施設課	<p><u>し尿処理施設管理費</u>  衛生処理センター運転管理等維持について、再委託については、原則として、地方公共団体との契約は、契約の相手方として特定の者を公正に選定した上で契約の履行確保を図るものであるため、再委託によりその相手方以外の者に契約を履行させることは適正な履行の確保の観点から認めることはできない。</p> <p>再委託の承認に係る審査や適正に実施しているかの確認はしているか疑問が残るので、ガイドライン等を作成し、それに従って手続きされたい。</p>	対応困難	<p>本委託契約はし尿及び浄化槽汚泥の適正処理を図るための施設の適正な運転管理を主業務としており、主業務以外の業務については受託者が再委託することを容認する一方、一部下請申請書の提出を義務付け、適切に管理しているところである。</p> <p>本契約においては、主たる業務について受託者自ら実施することを確認しており、問題はないと考える。</p>

区分	番号	報告書頁	所管課	指摘内容（抜粋）	対応区分	措置内容
意見	62	P45	環境施設課	<p><u>浄化槽管理事業</u>            浄化槽管理システム改修業務委託について、システム保守点検を行っているにもかかわらず、機能不足等により事務が煩雑となっている項目を改修したものであり、通常業務の中で事務作業の効率化と正確性が向上しているのであるならば、システム改修が必要である理由として、システム改修によってどの程度の費用対効果が図られるのかを検討していただきたい。            今後、浄化槽管理システムの整備促進手法の検討、浄化槽の情報基盤強化に関するモデル事業としてシステム管理を強化されたい。</p>	対応予定	<p>本年度において、正確な浄化槽情報の把握及び浄化槽整備手法の検討のためにシステム改修業務を予定しており、費用対効果を十分検討のうえ実施することとしている。</p>
意見	65	P46	環境施設課	<p><u>単独処理浄化槽転換促進事業</u>            補助金交付を受けた補助事業者は、浄化槽の機能が正常に働くようにその維持管理に努めなければならないと思うが、そのことに関して要綱には規定がない。また補助事業者がその後の法定検査を受検していない、もしくは検査結果で不適合とされたまま放置するような場合も想定される。今後は浄化槽の適正な維持管理を行っていない補助事業者に対して、適正を指導監督を行えるような体制を構築すべきであり、「適正な浄化槽維持管理が補助金交付の条件であること」と、これに違反した場合には「補助金返還の対象となる」ことを記載するなどして、設置後のフォローも明確にしておくことが望まれる。</p>	対応困難	<p>本補助事業は、単独処理浄化槽から転換し、公設合併処理浄化槽を設置する場合において、必要となる宅内配管工事に係る費用は住戸等の所有者が負担しなければならないが、本市がその一部を補助することによって転換を促進することを目的としている。            公設合併処理浄化槽は、本市が維持管理を担うものであることから、適正な維持管理に努めた。</p>

区分	番号	報告書頁	所管課	指摘内容（抜粋）	対応区分	措置内容
意見	67	P48	環境施設課	<p><u>公設合併処理浄化槽事業</u>  PFI事業の課題としては、PFI事業の認知度や理解度、委託期間の後半における設置基数減少の懸念があり、特に高齢世帯における整備が進まない傾向があるので、その点を注視し、今後もPFI事業者と緊密に連携を図りたい。</p> <p>宮崎市においては、宮崎市公設合併処理浄化槽事業排水設備等改造資金融資のあっせん及び利子補給制度があるが、宮崎市民への案内は行っておらず、公設合併処理浄化槽の設置申請を受け付ける際に、申請者が費用負担への懸念を示された場合に制度の説明を行う程度にとどまっているようである。</p> <p>よって、ホームページ掲載だけでなく、幅広い案内を宮崎市民に行っていただきたい。</p>	対応済	PFI事業者が事業推進のため対象世帯を訪問する際にも案内を行うなど、PFI事業者と連携を図りながら、幅広い周知に努めている。
意見	68	P48	環境施設課	<p><u>公設合併処理浄化槽事業</u>  公設浄化槽清掃業務委託は、随意契約によって委託されており、旧宮崎市、佐土原、田野、高岡、清武町の旧市町域ごとに浄化槽清掃業及び一般廃棄物処理業（収集運搬業）の許可業者を特定して各地区に分担している。</p> <p>この設計金額について、各浄化槽ごとに見積りを3者から取り、その平均値を設計単価としている。</p> <p>各地区の浄化槽清掃業務の内容は、設置された浄化槽の維持管理（清掃）を行うことであって特段の違いは無く、各地区の特殊性があるとも考えられない。</p> <p>各社の見積りの違いの原因や内容を詳細に検討し、平均値を使うのであれば検証されたい。</p>	対応済	各社の見積内容の違い等について検討した結果、汚泥を処理場まで運搬する距離の差など、地区による条件の違いがあるため、令和6年度当初予算要求時から、各地区毎に単価を設定することとした。

指摘事項		意見	
措置済 (R5.6公表分含む)	28件	対応済 (R5.6公表分含む)	53件
検討・改善中	0件	対応予定	5件
措置困難	3件	対応困難	10件
計	31件	計	68件